

議第17号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年3月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

森林公園大倉滝及びみぼろ湖オートキャンプサイトを廃止するため改正しようとする。

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">飛驒民俗村の項～殿下平総合交流ターミナルの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>パスカル清見</td> <td>高山市清見町大原801番地2</td> </tr> <tr> <td>森林公園大倉滝</td> <td>高山市清見町坂下981番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">そばの里荘川の項・荘川の里の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>桜香の湯</td> <td>高山市荘川町猿丸87番地</td> </tr> <tr> <td>みぼろ湖オートキャンプサイト</td> <td>高山市荘川町中野262番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">胡桃島キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛驒民俗村の項～殿下平総合交流ターミナルの項 (略)		パスカル清見	高山市清見町大原801番地2	森林公園大倉滝	高山市清見町坂下981番地1	そばの里荘川の項・荘川の里の項 (略)		桜香の湯	高山市荘川町猿丸87番地	みぼろ湖オートキャンプサイト	高山市荘川町中野262番地1	胡桃島キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">飛驒民俗村の項～殿下平総合交流ターミナルの項 (略)</td> </tr> <tr> <td>パスカル清見</td> <td>高山市清見町大原801番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">そばの里荘川の項・荘川の里の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>桜香の湯</td> <td>高山市荘川町猿丸87番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">胡桃島キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛驒民俗村の項～殿下平総合交流ターミナルの項 (略)		パスカル清見	高山市清見町大原801番地2	そばの里荘川の項・荘川の里の項 (略)		桜香の湯	高山市荘川町猿丸87番地	胡桃島キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)	
名称	位置																												
飛驒民俗村の項～殿下平総合交流ターミナルの項 (略)																													
パスカル清見	高山市清見町大原801番地2																												
森林公園大倉滝	高山市清見町坂下981番地1																												
そばの里荘川の項・荘川の里の項 (略)																													
桜香の湯	高山市荘川町猿丸87番地																												
みぼろ湖オートキャンプサイト	高山市荘川町中野262番地1																												
胡桃島キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)																													
名称	位置																												
飛驒民俗村の項～殿下平総合交流ターミナルの項 (略)																													
パスカル清見	高山市清見町大原801番地2																												
そばの里荘川の項・荘川の里の項 (略)																													
桜香の湯	高山市荘川町猿丸87番地																												
胡桃島キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)																													

改正前

別表（第7条関係）

施設	区分	料金
飛驒民俗村の部～殿下平総合交流ターミナルの部（略）		
パスカル清見	オートキャンプ場	1回当たり 16,760円
森林公園大倉滝	コテージ	1棟当たり年間 314,280円
そばの里荘川の部・荘川の里の部（略）		
桜香の湯	大人（12歳以上）	1人1回当たり 730円（入湯税を含む。）
	小人（3歳以上12歳未満）	1人1回当たり 310円
みぼろ湖オート キャンプサイト	サイトA	宿泊1回当たり 5,230円
		日帰り1回当たり 2,610円
	サイトB	宿泊1回当たり 4,190円
		日帰り1回当たり 2,090円
	大人	1人1回当たり 520円
	小人	1人1回当たり 310円
備考 小人とは、3歳以上12歳未満の者とする。		
胡桃島キャンプ場の部～平湯大滝公園の部（略）		

改正後

別表（第7条関係）

施設	区分	料金
飛驒民俗村の部～殿下平総合交流ターミナルの部（略）		
パスカル清見	オートキャンプ場	1回当たり 16,760円
そばの里荘川の部・荘川の里の部（略）		
桜香の湯	大人（12歳以上）	1人1回当たり 730円（入湯税を含む。）
	小人（3歳以上12歳未満）	1人1回当たり 310円
胡桃島キャンプ場の部～平湯大滝公園の部（略）		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。